

国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営を確保すること

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

「国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営を確保すること」 について

平成22年〇月
大臣官房厚生科学課(三浦公嗣課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標 X I 国民生活の向上にかかわる科学技術の振興を図ること												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
施策大目標分野	体制整備 国立試験研究機関の	研究支援体制	開発 厚生労働分野の研究									
↓												
施策中目標												
1 国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営を確保すること												

※ 並列する施策中目標はありません。

【政策体系（文章）】

基本目標 X I 国民生活の向上にかかわる科学技術の振興を図ること

 施策大目標 1 国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営を確保すること

施策中目標 1 国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営を確保すること

(関連施策)

特になし。

(予算書との関係)

(項) 厚生労働本省試験研究所試験研究費

- 国立医薬品食品衛生研究所の試験研究に必要な経費（全部）
- 国立保健医療科学院の養成訓練及び試験研究に必要な経費（全部）
- 国立社会保障・人口問題研究所の試験研究に必要な経費（全部）
- 国立感染症研究所の試験研究に必要な経費（全部）

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

- (施策小目標1) 国立医薬品食品衛生研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること
- (施策小目標2) 国立保健医療科学院の適正かつ効果的な運営を確保すること
- (施策小目標3) 国立社会保障・人口問題研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること
- (施策小目標4) 国立感染症研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万円)	(予算組換のため不明)	(予算組換のため不明)	4,553 (4,520)	4,148 (4,101)	3,927

3. 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

(1) 施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

- 国立試験研究機関は、厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）により設置された、国立の研究機関です。

機関の名称	目的	事業
国立医薬品食品衛生研究所	医薬品・医療機器、食品、化学物質等について、品質・安全性・有効性を評価するための試験・研究・調査を行い、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。	医薬品・医療機器分野、食品分野、安全性・生活関連・情報分野における、品質・有効性・安全性、健康被害の防止等の観点から研究・試験、検査及び評価、分析法の確立、情報提供等
国立保健医療科学院	国及び地方公共団体等において保健医療、生活衛生及び社会福祉等の業務に関連する人に対し、専門的な教育を行い、保健医療等の向上及び改善を図ること。これらの調査及び研究を行うこと。	保健医療、生活衛生、社会福祉施策を運営するための専門技術等について業務に携わる自治体職員等に対する研修及びこれらに関わる各種政策課題への対応や改善の科学的根拠等を示すための研究等
国立社会保障・人口問題研究所	人口研究、社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の間の関連について調査研究を行い、社会保障に関連する政策の立案、評価に資するとともに、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。	国の社会保障制度をはじめとする各種施策立案の基礎資料として、将来人口推計や社会保障給付費の推移等の公表及び人口・社会保障に関する研究を実施。
国立感染症研究所	感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験検査研究を行い、研究成果等を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。	感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験研究、生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤及び殺鼠剤の生物学的検査等

- これらの研究所で行う研究を始めとした、厚生労働省の科学研究が、適正かつ効果的に行われるために、厚生労働省では「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成14年8月27日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。平成22年4月1日改定）を策定し、科学研究を適切に評価する仕組みを設けています。
- この指針に基づき、各国立試験研究機関では、3年に1度、それぞれの機関の研究開発成果について、外部の有識者による評価を行っています。

(2) 現状分析（施策の必要性）

- 国立試験研究機関は、国民生活の向上のため、医薬品等の安全性、公衆衛生、社会保障・人口問題、感染症対策等について、科学的見地から研究するとともに関連情報の提供を行っているものです。
- 国立試験研究機関の機関評価については、指針等に基づき、3年に1度定期的に、外部の専門家により構成される評価委員会において実施し、その結果を厚生科学審議会の資料として公開するとともに、各機関におけるホームページ等により公表しています。
- また、評価の結果に関し、改善を求める必要がある事項については、厚生労働省本省から当該機関に対して指摘し、改善をうながしています。それを受けて、各機関は対処方針を策定し、厚生科学審議会に報告し必要な措置を講ずるとともに、機関におけるホームページにも公表しています。
- こうした研究開発評価のプロセスにおいては、研究重点化の方向性、社会貢献、国際協力、倫理規程の整備といった諸課題について議論されており、その結果、様々な形で機関の運営の改善が図られており、今後も適正に評価を行っていく必要があります。

(3) 施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

- 特にありません。